

令和 7 年度第 18 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 7 年 1 月 23 日

担当部・課：市民生活部環境課〔内線 3367〕

**① 件名**

石巻市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の対象事業の拡大について

**② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）****【背景】**

蓄電池は、従来、貯めた電力を特定の需要設備に直接放電する、又は太陽光などの発電所に併設して発電設備の一部として充放電することしかできなかったが、令和 4 年 1 月の電気事業法改正により、蓄電池単独で送電線を介して、隣接する鉄塔などから電気が余った時間に充電し、足りなくなった時間に系統電力に放電することが可能となった。

これに伴い、近年、蓄電池を系統用蓄電池（蓄電所）として利用する事業が全国的に増加し、注目を集めているが、騒音、景観、安全性などに関する周辺住民への影響が危惧されている。

本市では、豊かな自然環境及び安全安心な生活環境の保全と、再生可能エネルギー発電設備を設置する事業との調和を図るため、事業者の責務や事業の抑制区域等を条例で定めていることから、系統用蓄電池を設置する事業への適用についても検討する必要が生じている。

**【目的】**

系統用蓄電池を設置する事業について、石巻市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の適用対象とするもの。

**③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性****【根拠法令】**

石巻市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（令和 4 年条例第 5 号）

**【[総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無] 又は [個別計画との整合性]】**

第 2 章 都市と自然が調和し快適とやすらぎが生まれるまち

第 1 節 豊かな自然環境の保全・生活環境の充実

石巻市環境基本計画

基本目標 1 多様な自然との共生

基本目標 2 環境負荷の低減

基本目標 4 脱炭素社会の実現

**④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）**

令和 4 年 4 月 石巻市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行

12 月 電気事業法改正により、蓄電池単独で送電線を介して系統電力に放電するこ

とが可能となる。

**⑤ 主な内容**

系統用蓄電池を設置する事業についても、石巻市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の対象事業とし、下記の事項を適用する。

## (1) 事業の抑制を求める「抑制区域」を規定

- ① 豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域
- ② 特色ある景観として良好な状態が保たれている区域
- ③ 歴史的又は文化的な特色を有する区域として保全する必要がある区域
- ④ 土砂災害その他自然災害による被害の危険性が高い区域
- ⑤ その他市長が必要と認める区域

## (2) 事業着手前の住民説明会の開催と市との協議を義務化

## (3) 事業終了後の発電設備の撤去、原状回復を義務化

## (4) 市長への報告又は資料の提出、市職員への立入調査権限を規定

## (5) 市長による助言・指導・勧告及び公表の権限を規定

**⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）**

**【影響・効果】**

抑制区域については、拘束力を伴うものではないが、住民の理解を得るために住民説明と市との協議を義務化し、市が助言や指導、勧告などを行うことも可能とすることにより、自然環境と地域住民の生活環境の保全を図る。

**⑦ 他の自治体の政策との比較検討**

北海道登別市、岡山県真庭市にて同様の改正を行っている。

- ・北海道登別市：令和7年6月1日施行
- ・岡山県真庭市：令和7年4月1日施行

**⑧ 今後の予定及び施行予定年月日**

令和8年2月 市議会第1回定例会に石巻市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和8年4月1日）  
市ホームページ等で周知

**⑨ その他**